

# 電気通信大学派遣学生及び特別聴講学生規程

制定 平成9年6月25日  
最終改正 令和5年7月12日規程第16号

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学学則（以下「学則」という。）第46条第1項及び第60条第1項の規定に基づく他の大学、短期大学、高等専門学校又は大学院（外国の大学、短期大学又は大学院を含む。以下「他大学等」という。）の授業科目を履修しようとする者（以下「派遣学生」という。）並びに学則第74条の規定に基づく特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (大学間協議)

第2条 派遣学生に係る他大学等との協議は、大学院情報理工学研究科教授会又は情報理工学域教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が行うものとする。ただし、やむを得ない事情により外国の大学及び大学院又は短期大学（以下「外国の大学等」という。）との事前の協議を行うことが困難であるときは、これを欠くことができる。

2 特別聴講学生に係る他大学等との協議は、教授会の議を経て、学長が行うものとする。

## 第2章 派遣学生

### (出願手続)

第3条 派遣学生を志願する者は、所定の書類を添えて、大学院情報理工学研究科長又は情報理工学域長（以下「研究科長等」という。）に願い出なければならない。

### (派遣の許可)

第4条 派遣学生の派遣許可は、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

### (履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、他大学等との協議に基づき、期間の延長を許可することができる。

### (在学期間の取扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間は、本学の在学期間に含めるものとする。

### (学業成績証明書の提出)

第7条 派遣学生は、履修が終了したときは、直ちに（外国の大学等で履修した派遣学生にあっては1か月以内）所属の研究科長等に当該他大学等の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

### (単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、学則第46条第2項及び第60条第1項の規定により、本学において修得したものとして認定することができる。

### (授業料)

第9条 派遣学生は、他大学等で授業科目を履修している期間中も本学の学生としての授業料を支払うものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生の行為等が派遣の趣旨に反すると認められる場合は、他大学等との協議に基づき派遣の許可を取り消すことができる。

### 第3章 特別聴講学生

第11条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学期の始めとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、所定の書類を添えて、所属する他大学等を通じて学長に願い出なければならない。

(選考)

第13条 特別聴講学生の選考は、教授会で行う。

(入学の許可)

第14条 前条の選考に合格した者について、学長は入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可した者には、所属する他大学等を通じて通知する。

(共同サステイナビリティ研究専攻の学生に係る特例)

第15条 共同サステイナビリティ研究専攻に所属する学生のうち、本学以外の大学（学則第5条第3項に規定する大学をいう。）に本籍を置く者にあっては、前3条の規定にかかわらず、当該大学への入学をもって本学における特別聴講学生の身分を取得するものとし、当該大学に在学しなくなる日までの間、その身分を保有するものとする。

(単位の授与)

第16条 履修した授業科目について、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、合格した者に単位を与える。

(施設、設備等の利用)

第17条 特別聴講学生は、履修する上で必要な施設、設備等を利用することができる。

(検定料及び入学料)

第18条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

(授業料)

第19条 特別聴講学生の授業料は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 特別聴講学生が国立の大学、短期大学、高等専門学校又は大学院の学生であるときは、徴収しない。

(2) 特別聴講学生が公立、私立若しくは外国の大学、短期大学、高等専門学校又は大学院の学生であるときは、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める科目等履修生に係る額と同額とし、入学手続きの際に履修を許可した科目に係る単位分の額を支払うものとする。ただし、当該大学等との間で授業料相互不徴収を内容とする協定が締結されている場合は、徴収しないものとする。

(支払済みの授業料)

第20条 支払済みの授業料は返還しない。

(学則等の準用)

第21条 特別聴講学生の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、学域及び大学院学生の例による。

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年6月25日から施行する。
- 2 電気通信大学特別聴講学生規則（昭和55年9月20日施行）は、廃止する。

附 則 （平成16年4月1日規程第84号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成22年3月19日規程第57号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年5月22日規程第43号）

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則 （平成28年3月23日規程第91号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行による改正後の規定は、平成28年4月1日以降に新たに情報理工学域及び大学院情報理工学研究科の学生となる者に適用し、同日前から引き続き本学に在籍する学生及びこれに準ずる学生については、なお従前の例による。

附 則 （平成31年3月18日規程第45号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年3月27日規程第124号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年7月12日規程第16号）

この規程は、令和5年9月1日から施行する。